

学校飼育動物、公園飼育動物等の適正飼養の規定

1. 現状

(1) 学校飼育動物

法第7条第4項に基づき定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」において、学校等における飼養及び保管について記載がある。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。
- 2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類を選定すること。
- 3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- 4 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。
- 6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。

また、文部科学省において、(社)日本獣医師会の協力を得て教師用手引き「学校における望ましい動物飼育のあり方」（別添1）を作成し、全国の国公立の全幼稚園、小学校、盲・聾・養護学校に対して配付するとともに、社団法人日本獣医師会を通じ各県の獣医師会に対して配付しているほか、(社)日本獣医師会は、「学校動物飼育支援活動の標準化に向けて」（別添2）というガイドラインを策定するなど学校動物の飼育を支援している。

(2) 公園飼育動物

「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境相告示第33号）」の適用を受ける。なお、自治体を対象として行った調査結果（別添3：委員限り）では、動物取扱業の登録は43.7%と半数以下となっているが、登録施設については、施行規則や「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20

号)」の適用も受ける。また、動物取扱業の登録状況を自治体ごとにみると、アンケートに回答のあった43自治体のうち、所管内の公園全てに登録を受けさせていたのは15自治体であった。

2. 主な意見

- ・動物を飼育している学校は、飼育に必要な費用（餌代・飼育環境改善費・獣医療費など）を予算化し、動物の福祉を確保するために、学校・PTA・獣医師会・動物愛護推進員等が連携する。

3. 論点

- ・公園飼育動物については、動物取扱業の登録について自治体間によって取り扱いに差があるが、統一した指針を示すべきか。
- ・学校飼育動物の適正な飼養については、文部科学省や(社)日本獣医師会によって推進されているところであるが、新たな対策が必要か。